

様式第2（第3条関係）

中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書

平成19年*月**日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

M E T I 化学株式会社
代表取締役社長 ****
東京都千代田区****



新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	メチル=4-ヒドロキシベンゾアート
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	純度：98%以上、 不純物：4-ヒドロキシ安息香酸（既存番号：3-****）1%未満、不明成分1%未満 白色結晶、融点：125～128、 溶解度：水 0.1g/L、テトラヒドロフラン 30g/L 蒸気圧*.** × 10 ^{**} mmHg(**)
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	20,000kg
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地（新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名）	M E T I 化学株式会社八代事業所 熊本県八代市****
6. 新規化学物質を中間物として使用すること が確実である者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつてはその代表者の氏名	M O E ファイン株式会社 代表取締役 **** 東京都港区****
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	M O E ファイン株式会社大牟田事業所 福岡県大牟田市****
8. 新規化学物質の使用により製造される化学 物質の名称	メチル=4-アセチルオキシベンゾアート (新規化学物質、自社内中間物)
9. その他参考となるべき事項	最終用途：ポリエステル系分散染料 最終物質：3-加0-.....-フェニルアゾナフタレニル 酸（既存化学物質 -****）

当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署 : M E T I 化学株式会社 ファイン事業部

担当者氏名 : ****

連絡先 : 電話 ****

F A X ****

E - m a i l ****

(注)全体を通してページ番号を振ってください(様式第2を1ページとしてください)。

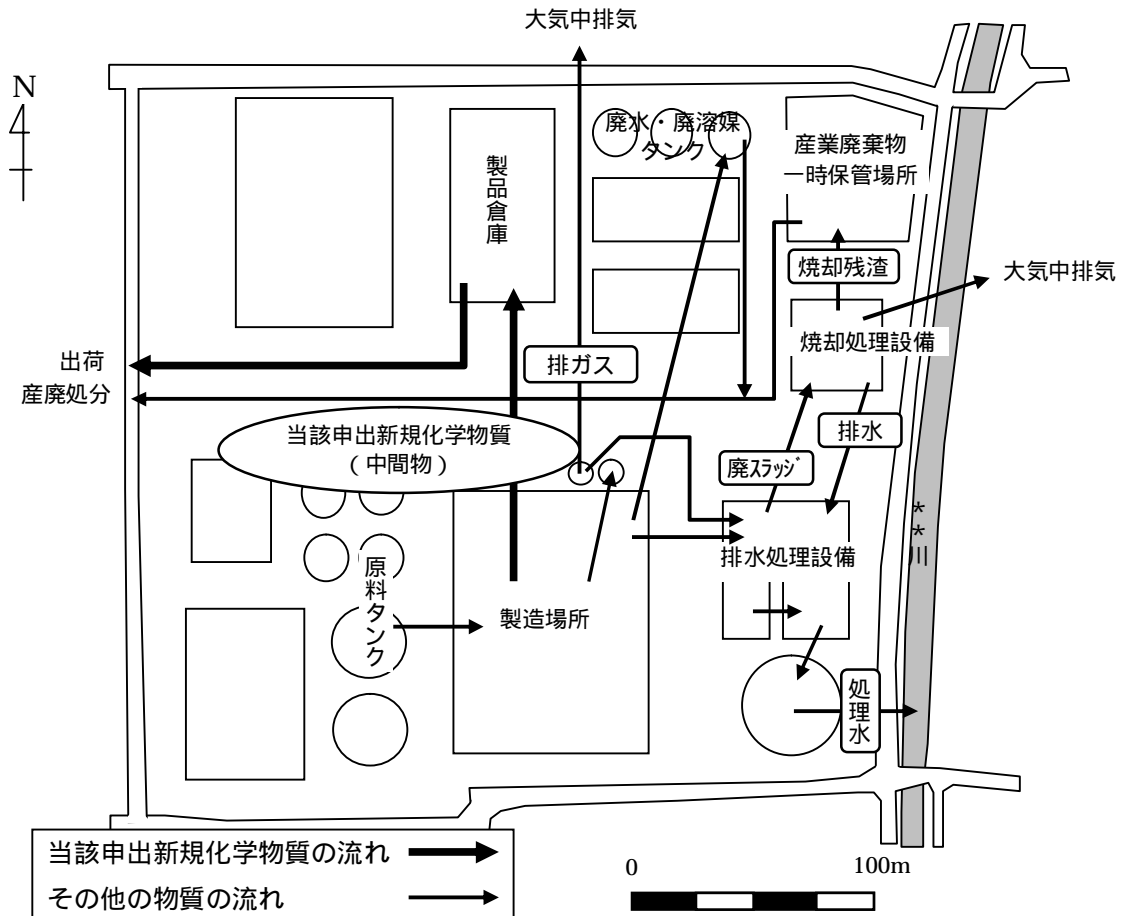
様式第2の記載上の注意

様式の名称「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は抹消してください。

1. 新規化学物質の名称について、IUPACに基づいた和名を示してください。また、次ページ以降の物質名と一致しているか確認してください。できるだけ、英数字・記号（ハイフン等）は半角、カタカナは全角で記載してください。
なお、混合物での申出をされる場合は、可能な限り「Aを主成分（ $\quad\quad\quad\%$ ）とするB及びCとの混合物」の形で示してください。やむを得ず反応生成物の形で示す場合は、「Aを主成分（ $\quad\quad\quad\%$ ）とするBとCの反応生成物」の形で示すようにしてください。
 3. 純度に範囲（幅）があれば、その範囲を記載してください（ $\quad\quad\quad\% \sim \quad\quad\quad\%$ 、 $\quad\quad\quad\%$ 以上など）。また、不純物、不明成分と合わせて100%になるように記載してください。
なお、1%以上の新規化学物質を含有している場合、当該新規化学物質の名称の後に新規化学物質であることと化審法上の位置づけ（例えば、別途中間物申出予定、少量新規申出済等）を併せて記載してください。
 4. 項目名の「製造」又は「輸入」のうち該当しない文字を抹消してください。
製造（輸入）予定数量は、当該新規化学物質の純分について記載し、有姿と大きく異なる場合は、数量の後に、例えば「（有姿 $\quad\quad\quad\text{kg} \times 50\%$ ）」といった計算式を追記してください。
なお、予定数量を超えて製造（輸入）することは確認違反に当たりますので御留意ください。
 6. 及び7. 使用者が複数存在する場合、この欄にすべての事業者について記載してください。また、事業者によって工程を異にする場合は、その工程についても記載してください。例えば「 $\quad\quad\quad$ 社（精製） $\quad\quad\quad$ 社（使用）」
ただし、輸入事業者が自ら精製する場合には、精製事業者としてここに記載せず、申出書別紙の中で輸入とともに精製に係る説明を行ってください。
 8. 変化物の名称を記載するとともに、既存化学物質であれば既存番号を、新規化学物質であれば新規化学物質であることと化審法上の位置づけ（例えば、自社内中間物、医薬品、別途中間物申出済等）を併せて記載してください。
- 欄外 製造委託の場合などで、申出者（製造者又は輸入者）及び使用者以外の事業者が主体的に関与している場合は、できればその担当者についても併せて記載してください。

(1) 製造設備及び施設の状況を示す図面

施設の状況を示す図面



(注1) 上図はイメージ図です。実際の提出に当たっては事業所の俯瞰図に、上図に示したような施設の名称や新規化学物質及び新規化学物質を含む排水・廃棄物等の移動経路を記載した図面を作成してください。

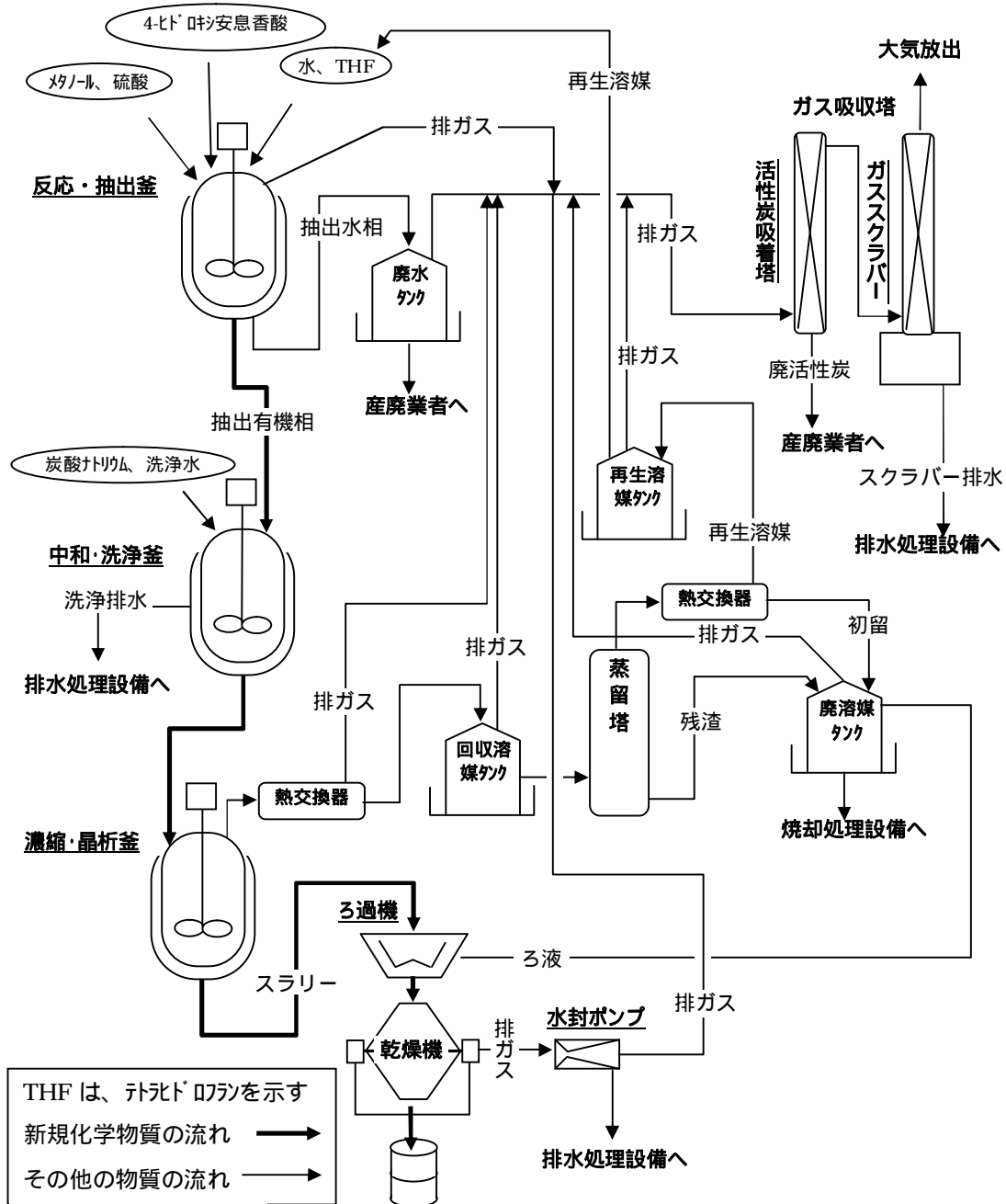
申出新規化学物質及び関連する物質(排ガス、排水、廃棄物等)の流れが分かるように記載してください。なお、排ガス、排水、廃棄物等については、(申出新規化学物質が含まれない場合であっても)本申出によって発生するものすべて(冷却水等、系内物質との接触がないものを除く。)記載し、排出地点を明確にしてください。

廃棄物等について、その発生場所以外に一時保管場所が設定されている場合は、その一時保管場所も明示してください。

また、排水の放出先は、PRTRの届出に使用する河川、湖沼、海域名称等が公共下水道かの別を明確にしてください。

(注2) 申出書案のチェックはモノクロコピーしたものを使用します。図面をカラーで作成される場合は、モノクロコピーでも判別が可能となるように留意してください。

製造設備の状況を示す図面



当該申出新規化学物質

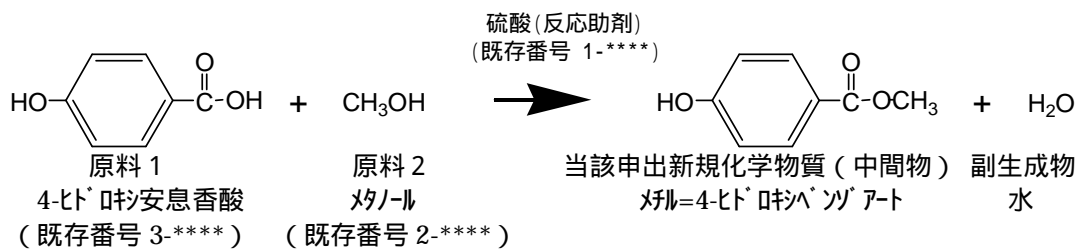
(新規化学物質に関する設備は新規化学物質のろ過機からの取出し、乾燥機への投入及び充填時を除き、すべて密閉構造になっている)

(注1) 機器の名称及び投入化学物質名をもれなく記載してください。
設備のうち、密閉構造の部分を分かりやすく示すとともに(図の下部に括弧書きで記載) 密閉でない箇所については、(3)に環境放出量を記載してください。放出の可能性がない場合も、その旨とその理由を記載してください。
(3) 参照)

(注2) 密閉構造の記載は(3)と統一させてください。

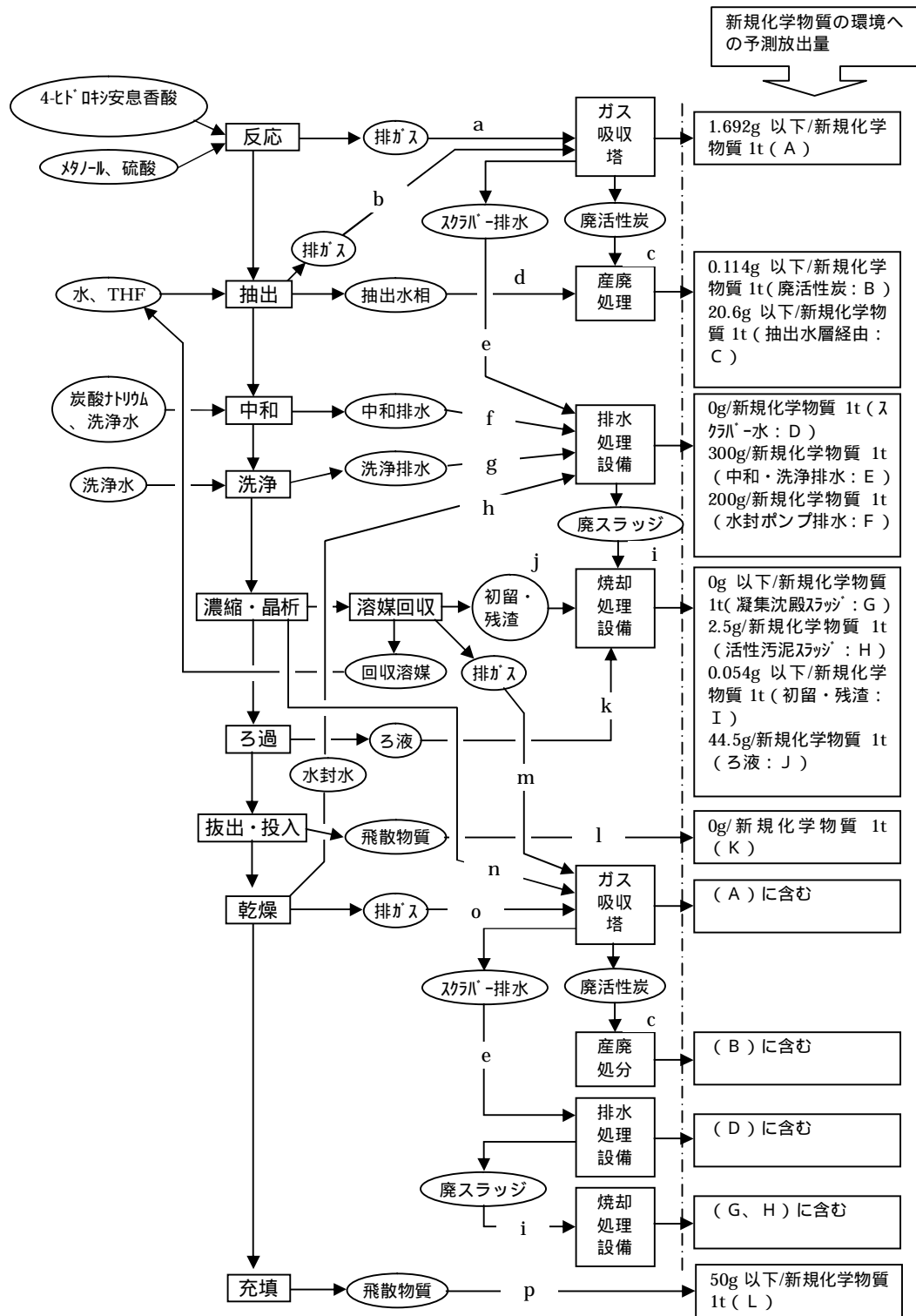
(2) 製造時の取扱方法を説明した書面

反応式



(注) 原料・生成物・副生成物等すべて記載し、原料・触媒等の役割、既存化学物質と新規化学物質の別(既存化学物質の場合は既存番号も、新規化学物質の場合は化審法上の位置づけ(例えば「自社内中間物」等)も併せて)を記載してください。ここには当該新規化学物質が生成する工程について記載してください。反応式は、右左辺を合わせ、溶媒・触媒等は矢印の上下にその役割と併せて記載してください。

プロセスフロー



(新規化学物質の環境への予測放出量の算出根拠は(3) ~ に記載)

(注1) 予測放出ルートについては、(3)の記述と整合を図るために、(A)などの記号を用いて分かりやすく表現してください。
製造工程中の放出ポイントは新規化学物質が含まれなくてもすべて記載してく

ださい。なお、その際は、右端に「0 g / 新規化学物質 1 t」等と記載し、(3) に放出されない理由を科学的に記載してください。(検出限界以下であることを以て環境放出量が0とはなりませんのでご注意ください。検出限界値以下であることを根拠とする場合は、その値を最大値として環境放出量を算出してください。)

(注2) 投入される化学物質はすべて記載してください。

取扱方法

1) 製造工程

a) 原料1, 2及び硫酸を密閉型反応槽に投入し、回分操作で反応後、水及びTHFを投入して有機相に新規化学物質を抽出する。抽出有機相は、配管により中和・洗浄釜に移送し、炭酸ナトリウム及び水で中和し、次いで水で中和・洗浄を行う。中和・洗浄後の油相は濃縮・晶析釜に配管移送して濃縮を行うと共に新規化学物質を晶析させる。晶析したスラリー状の新規化学物質は配管にてろ過機に移送してろ過する。ろ過された固体状の新規化学物質は重力で乾燥機内に落とし込み、水封ポンプで減圧しながら加熱して乾燥する。乾燥品は分析により品質確認した後、PE製の内袋に充填のうえ、ファイバードラムに梱包した後、貯蔵場所にフォークリフトで移送し、貯蔵する。

b) 濃縮・晶析に伴って回収される溶媒は再生利用する。

2) 排出処理

a) ろ過機から出るろ液と溶媒回収に伴う初留及び蒸留残渣は配管にて一旦、廃溶媒タンクに貯留した後、事業所内の焼却処理設備へ移送し、自社焼却する。

b) 反応排ガス、水封ポンプ排ガス及び各タンク等からの排ガスは、活性炭吸着塔とガススクラバーからなるガス吸収塔で処理されて大気放出される。

c) 中和・洗浄排水と乾燥機に接続した水封ポンプ排水及びガス吸収塔のスクラバー排水は、場内の排水処理設備で中和、凝集沈殿及び活性汚泥処理されて、**川に放流する。

d) 排水処理設備からの廃スラッジは、場内の焼却処理設備に移送して焼却する。焼却残渣は、ドラム詰めして産業廃棄物一時保管場所で一時保管の後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

e) 活性炭吸着塔の廃活性炭はドラム詰めして産業廃棄物一時保管場所で一時保管する。抽出水相は、配管により廃水タンクに移送して一時保管する。ドラム詰めした固形産業廃棄物はトラックで、廃水タンクの場合は、ローリーで搬出し、産業廃棄物処理業者において焼却処理される。

予測される環境への放出量

年間の製造予定数量 20,000kg における新規化学物質の製造時の環境への放出量は 12.4 kg 以下と予測する。

$$(0.62\text{kg 以下} / \text{新規化学物質 } 1\text{t}) \times (20\text{t} / \text{年}) = 12.4\text{kg 以下} / \text{年}$$

(3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

製造工程

関係する設備は新規化学物質のろ過機からの取出し、乾燥機への投入及び充填時を除き、すべて密閉構造となっている。

ガス吸収塔からの排ガス (a、b、m、n、o : A)

反応時の排ガス及び各タンクからの排ガスは製造場所内のガス吸収塔で処理した後、大気に放出する。廃活性炭は、産業廃棄物処理業者に焼却処分を委託する。焼却残渣は、産業廃棄物処理業者によって埋立処分される。また、スクラバー排水は、事業所

内の排水処理設備で処理した後、**川に放流する。排水処理で生じたスラッジは、事業所内の流動床式焼却処理設備で焼却後、焼却残渣は産業廃棄物処理業者に埋立てを委託する。

- ・排ガスのガス吸収塔経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

反応時の排ガス a 経由の新規化学物質質量

反応時の排ガス a 発生量：2m³ / 新規化学物質 1t (試験研究時の試験データから類推) 排ガス中 a の新規化学物質：0.1mg / NL 以下 (試験研究時の実測値) 新規化学物質の分子量：152.15、反応排ガス a の温度：50 (反応温度)

排ガス a 中の新規化学物質： $0.1\text{mg} / \text{NL} \times 2\text{m}^3 \times 273 / (50 + 273) = 0.170\text{g}$
以下 / 新規化学物質 1t

(注) 例示では、mg / NL (ノルマルリッター：0、1気圧における気体 1L 中の物質質量 (mg)) での分析値を基に計算を組み立てています。実際に使用する分析値などに応じて合理的に計算してください。

廃水タンク排ガス b 経由の新規化学物質質量

廃水タンクからは、抽出水相の体積分の排ガス b が発生する。抽出水相の発生量：20m³ (投入水量及び反応副生成量から推測) 廃水タンク排ガス b 中の新規化学物質：0.1mg / NL 以下 (蒸気圧及び反応時排ガスについての試験研究時の実測値から類推) 廃水タンク排ガス b の温度：15 (新規化学物質の蒸気圧は、夏場のタンク排ガス温度でも 0.1mg / NL 以上になることがないと考えられることから、計算量が多くなる冬場の平均的な排ガス温度を設定)

排ガス b 中の新規化学物質： $0.1\text{mg} / \text{NL} \times 20\text{m}^3 \times 273 / (15 + 273) = 1.9\text{g}$
以下 / 新規化学物質 1t

回収溶媒タンク、再生溶媒タンク及び廃溶媒タンク排ガス m 経由の新規化学物質質量

回収溶媒タンクからは、熱交換器で回収される溶媒量、再生溶媒タンクからは、蒸留塔で再生される溶媒量に相当する体積分の排ガス m が発生する。正確には、それぞれ投入する溶媒量より少ない量となるが、投入溶媒量分のガスが発生するものとし、回収溶媒タンク及び再生溶媒タンクからの排ガス m 発生量は、それぞれ 40m³ (THF 投入量) 廃水タンク排ガス m の温度：15 (新規化学物質の蒸気圧は、夏場のタンク排ガス温度でも 0.1mg / NL 以上になることがないと考えられることから、計算量が多くなる冬場の平均的な排ガス温度を設定)

廃溶媒タンクからは、初留、残渣及びろ液量に相当する体積分の排ガス o が発生する。初留量：100L (試験研究時の実績値から類推) 残渣量：100L (試験研究時の実績値から類推) ろ液量：1000L (試験研究時の実績値から類推)

回収溶媒タンク及び再生溶媒タンク： $0.1\text{mg} / \text{NL} \times 40\text{m}^3 \times 2 \times 273 / (15 + 273) = 7.584\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t

廃溶媒タンク： $0.1\text{mg} / \text{NL} \times (100 + 100 + 1000)\text{L} \times 273 / (15 + 273) = 0.114\text{g}$
以下 / 新規化学物質 1t

排ガス m 中の新規化学物質： $7.584\text{g} + 0.114\text{g} = 7.698\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t

濃縮・晶析工程からの排ガス n 経由の新規化学物質質量

濃縮・晶析工程から排出される気体は、熱交換器でトラップされ、排ガス吸収塔に

導かれる。排ガス吸収塔に導かれる気体は、濃縮・晶析資材投入後の釜内に残存している空気であり、いずれ濃縮・晶析過程においてその全量が溶媒蒸気と共に熱交換器に導かれる。溶媒等は確実にトラップされることから、釜内の空間容積分の排ガスが発生することが経験的に分かっている。また、資材投入に際して投入資材の容積に相当する空気が追い出されていることから、合計すると、釜容積分の排ガスが発生すると考えられる。この過程で排出されるガスの量は、資材投入時の温度に依存すると考えられることから、使用する濃縮・晶析釜の容積：4m³、濃縮・晶析資材投入温度：30（設定操作条件から）により、排ガス n の発生量は、 $4000L \times 273 / (273 + 30) = 3604NL / \text{バッチ}$

8 バッチ / 新規化学物質 1t であることから、 $3604NL \times 8 = 28832NL / \text{新規化学物質 1t}$

排ガス中 n の新規化学物質：0.1mg / NL 以下（試験研究時の実測値）

排ガス n 中の新規化学物質： $0.1mg / NL \times 28832NL = 2.884g$ 以下 / 新規化学物質 1t

乾燥機からの排ガス o 経由の新規化学物質質量

水封ポンプからの排ガス発生量：4m³ / 新規化学物質 1t（試験研究時の実績値から類推）、排ガス中 o の新規化学物質：0.1mg / NL 以下（試験研究時の実測値）、新規化学物質の分子量：152.15、反応排ガス o の温度：30（水封水温度）

排ガス o 中の新規化学物質： $0.1mg / NL \times 4m^3 \times 273 / (30 + 273) = 0.361g$ 以下 / 新規化学物質 1t

排ガス a、b、m、n 及び o に含まれる新規化学物質量は、 $0.170 + 1.9 + 7.698 + 2.884 + 0.361 = 13.013g$ 以下 / 新規化学物質 1t

活性炭吸着塔におけるガス吸収除去率：87.0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物）、ガススクラバーにおけるガス吸収除去率：0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物）

活性炭吸着後の排ガス： $13.013 \times (1 - 0.87) = 1.692g$ 以下 / 新規化学物質 1t

予測放出量： $1.692 \times (1 - 0) = 1.692g$ 以下 / 新規化学物質 1t（大気放出：A）
廃活性炭経由は で、排水処理の処理水経由は で、廃スラッジ経由は で予測。

産業廃棄物（c、d：B、C）

ガス吸収塔からの廃活性炭 c は、ドラム缶に充填した状態で、産業廃棄物処理業者に焼却処分を委託する。焼却残渣は、埋立処分される。

抽出水相 d は配管にて廃水タンクに移送し、産業廃棄物処理業者に焼却処分を委託する。焼却残渣は、埋立処分される。

なお、抽出水相は、タンクローリーで焼却処理場まで搬出される。

・ガス吸収塔からの廃活性炭 c の産廃処分での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

により、活性炭吸着塔で処理される新規化学物質：13.103g 以下 / 新規化学物質 1t、活性炭吸着塔におけるガス吸収除去率：87.0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物）、廃活性炭の焼却処理除去率：99.0%（廃棄物処理法第 15 条の設置許可を受けた施設により焼却）

予測放出量： $13.103g \times 0.87 \times 0.01 = 0.114g$ 以下 / 新規化学物質 1t（B）

- 抽出水相 d の産廃処分での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

抽出水相 d 中の新規化学物：0.5%以下（試験研究時の測定値）抽出水相 d 発生量：400L / 新規化学物質 1t（投入水量及び反応副生成量から推測）抽出水相 d の密度：1.03kg / L（試験研究時の試験データから類推）焼却処理除去率：99.0%（廃棄物処理法第 15 条の設置許可を受けた施設により焼却）

予測放出量： $400\text{L} \times 1.03\text{kg} / \text{L} \times 0.005 \times 0.01 = 20.6\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t (C)

排水処理設備からの排水（ e 、 f 、 g 、 h : D、E、F ）

ガス吸収装置からのスクラバー排水 e、中和・洗浄排水 f、g、及び乾燥時に使用する水封ポンプからの排水 h は事業所内の排水処理設備に配管で移送され、中和・凝集沈殿・活性汚泥処理を実施する（処理水は公共用水域（**川）に放出する）。スラッジは事業所内焼却処理設備に移送し焼却した後、焼却残渣は産業廃棄物処理業者に委託して埋立処分する。

- ガス吸収塔からのスクラバー排水 e に係る排水処理設備からの処理水経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

により、活性炭吸着処理後の排ガス：1.692g 以下 / 新規化学物質 1t、ガススクラバーにおけるガス吸収除去率：0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物）凝集沈殿除去率：0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：溶解性有機化合物）活性汚泥処理による除去率：60.0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：溶解性有機化合物）

予測放出量： $1.692 \times 0 \times (1 - 0) \times (1 - 0.6) = 0\text{g}$ / 新規化学物質 1t（スクラバー・排水処理経由：D）

- 中和・洗浄水 f、g に係る処理水経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

中和・洗浄水 f、g の発生量：2.5t / 新規化学物質 1t（試験研究時の試験データから類推）中和・洗浄水 f、g 中の新規化学物質：0.03%以下（試験研究時の実測値）凝集沈殿除去率：0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：溶解性有機化合物）活性汚泥処理による排水処理除去率：60%（P R T R 排出量等算出マニュアル：溶解性有機化合物）

予測放出量： $2.5\text{t} \times 0.0003 \times (1 - 0) \times (1 - 0.6) = 300\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t（処理水経由：E）
廃スラッジ経由は で予測。

- 水封ポンプ排水 h に係る処理水経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

水封ポンプ排水 h の発生量：5t / 新規化学物質 1t（試験研究時の試験データから類推）水封ポンプ排水 h 中の新規化学物質：0.01%以下（試験研究時の実測値）凝集沈殿除去率：0%（P R T R 排出量等算出マニュアル：溶解性有機化合物）活性汚泥処理による排水処理除去率：60%（P R T R 排出量等算出マニュアル：溶解性有機化合物）

予測放出量： $5\text{t} \times 0.0001 \times (1 - 0) \times (1 - 0.6) = 200\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t（処理水経由：F）
廃スラッジ経由は で予測。

事業所内焼却処理施設からの放出（ i、 j、 k : G、 H、 I、 J ）
 排水処理に伴って発生する廃スラッジ i は、ドラム缶に入れて事業所内の焼却処理設備に移送し焼却した後、焼却残渣は産業廃棄物処理業者に委託して埋立処分する。
 溶媒回収に伴って発生する初留、蒸留残渣 j 及びろ過に伴って発生するろ液 k は、配管により廃溶媒タンクに移送し、さらに配管で事業所内の焼却処理設備に移送し焼却した後、焼却残渣は産業廃棄物処理業者に委託して埋立処分する。

・廃スラッジ i の焼却処理設備経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

スクラバー排水 e、中和・洗浄排水 f、 g、水封ポンプ排水 h に含まれる新規化学物質は、それぞれ

スクラバー排水 e : $1.692\text{g} \times 0 = 0\text{g}$ (活性炭吸着処理後の排ガス() ガススクラバーにおけるガス吸収除去率: 0% (P R T R 排出量等算出マニュアル: ガス状有機化合物) より)

中和・洗浄排水 f、 g : $2.5\text{ t} \times 0.0003 = 750\text{g}$ (中和・洗浄排水 f、 g 発生量() 中和・洗浄排水 f、 g 中の新規化学物質() より)

水封ポンプ排水 h : $5\text{ t} \times 0.0001 = 500\text{g}$ (水封ポンプ排水 h の発生量() 水封ポンプ排水 h 中の新規化学物質() より)

凝集沈殿除去率: 0% (P R T R 排出量等算出マニュアル: 溶解性有機化合物) 活性汚泥処理による除去率: 60.0% (P R T R 排出量等算出マニュアル: 溶解性有機化合物) 活性汚泥処理による分解率: 40.0% (P R T R 排出量等算出マニュアル: 溶解性有機化合物) 廃スラッジの焼却除去率: 99.0% (燃焼ガスの燃焼温度 900 、ガス滞留時間 2 秒以上)

予測放出量: $(0\text{g} + 750\text{g} + 500\text{g}) \times 0 \times 0.01 = 0\text{g}$ / 新規化学物質 1t (凝集沈殿スラッジ経由: G)

$(0\text{g} + 750\text{g} + 500\text{g}) \times (1 - 0) \times (0.6 - 0.4) \times 0.01 = 2.5\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t (活性汚泥スラッジ経由: H)

・初留及び蒸留残渣 j の焼却処理設備経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

初留及び蒸留残渣 j 中の新規化学物質: 0.01%以下(試験研究時の実測値)、初留及び蒸留残渣 j 発生量: 60L / 新規化学物質 1t (試験研究時の試験データから類推) 初留及び蒸留残渣の密度: 0.89kg / L(試験研究時の実測値)、初留及び蒸留残渣の焼却除去率: 99.0% (燃焼ガスの燃焼温度 900 、ガス滞留時間 2 秒以上)

予測放出量: $60\text{L} \times 0.89\text{kg} / \text{L} \times 0.0001 \times 0.01 = 0.054\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t (I)

(注) 数値にはすべて根拠を記載してください。

説明は簡潔に、要点をとらえて記載してください。

計算方法は、科学的に説明できれば、例示の方法に従わなくても構いません。

・ろ液 k の焼却処理設備経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

ろ液 k 中の新規化学物質: 0.5%以下(試験研究時の実測値)、ろ液 k 発生量: 1000L / 新規化学物質 1t (試験研究時の試験データから類推) ろ液密度: 0.89kg / L(試験研究時の実測値)、ろ液の焼却除去率: 99.0% (燃焼ガスの燃焼温度 900 、ガス滞留時間 2 秒以上)

予測放出量: $1000\text{L} \times 0.89\text{kg} / \text{L} \times 0.005 \times 0.01 = 44.5\text{g}$ 以下 / 新規化学物質 1t (J)

乾燥機へ投入する際の飛散物質（ l : K）

ろ過後の固体状新規化学物質は、ろ過機から乾燥機に重力で落とし込む。この際、新規化学物質は湿潤状態であるため、粉塵として飛散することはない。ろ過機から乾燥機まで飛散防止のフードを密着接続して投入するため、周囲への散乱も防止できる。さらに、新規化学物質の蒸気圧は、 $0.001 \times 10^{-3} \text{ mmHg}$ （**）と極めて低く、気体としての飛散も無視できる。従って、乾燥機への投入に伴う飛散はないものと予測する。

充填時の飛散物質（ p : L）

PE 製内袋に充填する際、新規化学物質が一部飛散し、大気中に放出される p。飛散による新規化学物質の予測放出量は以下のとおり算出した。

10kg 入り袋一充填当たり 0.5g 飛散（類似物質の実測値）

予測放出量： $0.5\text{g} \times 1000\text{kg} \div 10\text{kg} = 50\text{g}$ 以下/新規化学物質 1t（L）

（注）新規化学物質の充填時に集塵装置等による処理が行われている場合には、それらの効果も考慮して記載してください。

土壌及び地下水への浸透防止

製造場所等の新規化学物質の取扱いに係る施設の床面は地下浸透を防止できるコンクリート製とし、施設の周囲に防液堤及び側溝を設置する。

廃棄物処理外部委託先

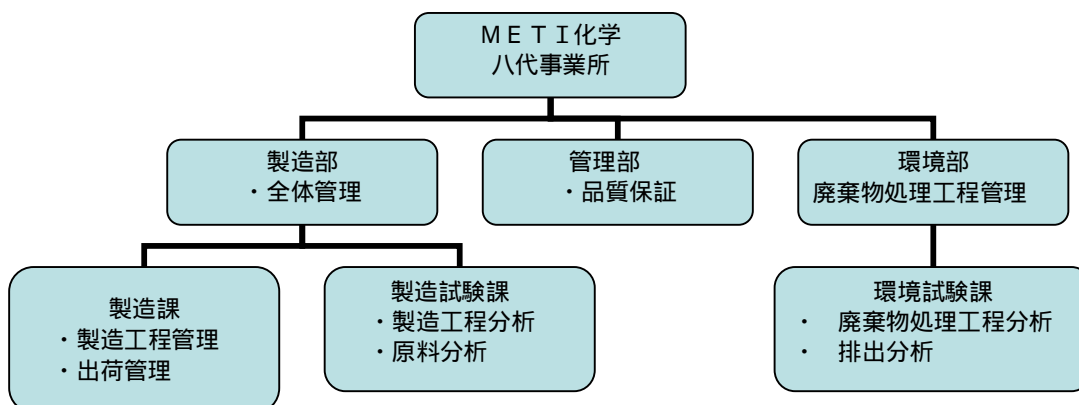
収集契約先：(株) * * * *	許可番号	× × 県...許可品目
	許可番号	市...許可品目
処分契約先：(株)	許可番号	市...許可品目

（注）廃棄物処理の収集契約先の許可番号等については、廃棄物の積地及び卸地を管轄する自治体の許可番号をそれぞれ記載してください。また、許可品目は当該申出に関する品目だけで構いません。また、処理品目ごとに分けて記載していただいても構いません。なお、本工程で特別管理産業廃棄物を扱う場合には、その許可情報も記載してください。

新規化学物質の施設外への排出・移動の概況については、 の手法により把握する。なお、概況を把握するための根拠となったデータ（算出過程及び算出結果）は記録し、新規化学物質製造報告書（様式第 8）提出後 5 年以上保管することとしている。

（注）新規化学物質の施設外への排出・移動の概況における「 の手法」については、P R T R 排出量等算出マニュアル等を参考に、物質収支による方法、実測による方法、排出係数による方法、物性値を用いた計算による方法等の手法を記載してください。また、データの保管期限については、必ず設定し、これを記載してください。

(4) 製造しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面
組織体制



全体管理者	:	事業所長	****
品質保証責任者	:	管理部長	****
製造工程・出荷管理者	:	製造課長	****
製造工程分析責任者	:	製造試験課長	****
廃棄物処理工程管理責任者	:	環境部長	****
廃棄物処理工程分析責任者	:	環境試験課長	****

(注) 輸入の場合には、入荷管理責任者を記載すること。

作業要領の策定

化学物質の取扱いに関する管理方針・計画を設定するとともに、措置の内容を具体的に定めた作業要領を策定している。

教育、訓練の実施

当該申出新規化学物質の取扱いに係るすべての関係者に管理方針・計画及び作業要領を周知徹底させ、その内容に関する教育・訓練を実施している。

当該申出新規化学物質に関係する措置については、上記作業要領に追加し、事業所に常備し、関係者に周知徹底することになっている。

(注) 輸入の場合は、(1)～(3)を省略し、この項から記載してください。なお、番号は変えずに(4)から記載し、表題は「輸入しようとする～」に修正してください。また、管理方針・計画及び作業要領については、申出者が実際に定めている、これらに相当するものを記載してください。

(5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

貯蔵

新規化学物質を充填したPE製内袋入りファイバードラムは貯蔵施設にフォークリフトで移送し、貯蔵する。また、貯蔵施設は施錠管理する。

出荷形態

ファイバードラムをラップフィルム及びベルトでパレットに固定し、安定になるように積み込んで、輸送業者のトラックにより輸送する。

出荷時における環境汚染防止措置

上記（４）の作業要領において出荷時の取扱方法についても規定し、関係者への周知徹底を図る。また運転手にイエローカードを携行させる。

（注）輸入の場合は、輸出国における充填及び貯蔵の状態から記載してください。